

平成27事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

所得税及び個人事業者の消費税について、平成27事務年度（平成27年7月から平成28年6月までの間）に実施した調査等の状況をまとめましたのでお知らせします。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがあるものを是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が1万3千件（前事務年度1万3千件）、着眼調査が6千件（前事務年度6千件）であり、簡易な接触の件数については17万1千件（前事務年度19万7千件）となっています。

これらの調査等の合計件数は19万件（前事務年度21万6千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は11万2千件（前事務年度12万8千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査により把握された申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で1,956億円（前事務年度1,821億円）であり、うち特別調査・一般調査によるものは1,548億円（前事務年度1,466

億円)、着眼調査によるものは408億円(前事務年度355億円)となっています。

また、簡易な接触によるものは817億円(前事務年度726億円)となっており、調査等合計では2,773億円(前事務年度2,548億円)となっています。

(3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額(実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。)は、全体で276億円(前事務年度245億円)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは247億円(前事務年度220億円)、着眼調査によるものは30億円(前事務年度24億円)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は87億円(前事務年度78億円)となっており、調査等合計では364億円(前事務年度323億円)となっています。

(4) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、9千件(前事務年度1万2千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、6千件(前事務年度8千件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、603億円(前事務年度659億円)となっています。

2 消費税(個人事業者)

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者)の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる者を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみが無申告である納税者に対しても調査を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が6千件(前事務年度6千件)、着眼調査は2千件(前事務年度2千件)であり、簡易な接触の件数は1万4千件(前事務年度1万2千件)となっています。

これらの調査等の合計件数は2万2千件(前事務年度2万件)であ

り、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万5千件（前事務年度1万3千件）となっています。

(2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で53億円（前事務年度40億円）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは45億円（前事務年度33億円）、着眼調査によるものは8億円（前事務年度6億円）となっています。

また、簡易な接触によるものは12億円（前事務年度8億円）となっており、調査等合計では、65億円（前事務年度48億円）となっています。

平成27事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

1 所得税

項目	区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計	
		特別・一般	着眼	計			
1	調査等件数	12,942	5,748	18,690	197,308	215,998	
		13,026	5,777	18,803	171,312	190,115	
2	申告漏れ等の非違件数	11,168	4,456	15,624	112,813	128,437	
		11,189	4,403	15,592	96,419	112,011	
3	申告漏れ所得金額	1,466	355	1,821	726	2,548	
		1,548	408	1,956	817	2,773	
4	追徴税額	本税	190	22	211	77	288
			213	26	239	85	324
5		加算税	30	3	33	1	34
		34	4	37	2	39	
6	計	220	24	245	78	323	
		247	30	276	87	364	
7	一件当たり追徴税額	申告漏れ所得金額	1,133	618	974	37	118
			1,188	707	1,040	48	146
8		本税	147	38	113	4	13
			163	45	127	5	17
9	加算税	24	5	18	0	2	
		26	6	20	0.1	2	
10	計	170	43	131	4	15	
		190	51	147	5	19	

- (注) 1 平成27年7月から平成28年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)
3 「簡易な接触」の計数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

2 消費税(個人事業者)

項目	区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計	
		特別・一般	着眼	計			
1	調査等件数	6,325	2,020	8,345	11,557	19,902	
		5,991	2,009	8,000	14,496	22,496	
2	申告漏れ等の非違件数	4,713	1,705	6,418	6,669	13,087	
		4,521	1,647	6,168	8,561	14,729	
3	追徴税額	本税	28	6	34	8	42
			38	6	44	12	56
4		加算税	5	0.8	6	0.4	6
		7	1	8	0.5	9	
5	計	33	6	40	8	48	
		45	8	53	12	65	
6	一件当たり追徴税額	本税	44	28	40	7	21
			63	32	55	8	25
7		加算税	8	4	7	0.3	3
			12	5	11	0.3	4
8	計	53	32	48	7	24	
		75	38	66	9	29	

- (注) 1 平成27年7月から平成28年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる者等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる者を対象に実際に臨場して短期間で行う調査である。
【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

(参考2)

事業所得を有する者の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏れ割合	前 年 の 位 前 順
位		万円	万円	%	位
1	キ ャ バ レ ー	3,174	999	97.5	—
2	情 報 サ ー ビ ス	1,595	202	22.3	3
3	司 法 書 士、行 政 書 士	1,374	415	39.1	—
4	鉄 骨、鉄 筋 工 事	1,342	188	72.8	8
5	型 枠 工 事	1,334	265	65.6	2
6	風 俗 業	1,329	217	89.5	1
7	一 般 海 面 漁 業	1,246	292	22.3	—
8	学 習 塾 経 営	1,245	338	52.1	14
9	土 木 工 事	1,044	127	49.1	4
10	プ ロ グ ラ マ ー	996	123	41.4	17

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、
$$\frac{\text{(申告漏れ所得)}}{\text{(調査前所得)+(申告漏れ所得)}}$$
 で算出している。

3 「前年の順位」は、事業所得を有する者の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する者の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成18事務年度		平成19事務年度		平成20事務年度		平成21事務年度		平成22事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風俗業	2,292	風俗業	2,266	情報サービス	2,713	風俗業	2,184	風俗業	1,919
2	不動産代理仲介	1,502	情報サービス	2,075	風俗業	2,387	情報サービス	1,549	プログラマー	1,696
3	スタンドバー	1,203	バ	1,648	司法書士、行政書士	1,781	バ	1,457	バ	1,228
4	商品販売外交	1,199	個人タクシー	1,350	バ	1,456	弁護士	1,434	商工業デザイナー	1,097
5	スタンド軽飲食	1,142	くず金卸売業	1,277	不動産代理仲介	1,422	弁理士	1,227	土木工事	1,019

9

	平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風俗業	3,096	風俗業	1,850	風俗業	4,351	風俗業	3,135	キャバレー	3,174
2	バ	1,386	とび工事	1,298	情報サービス	2,407	型枠工事	1,043	情報サービス	1,595
3	プログラマー	1,181	バ	1,252	バ	1,254	情報サービス	983	司法書士、行政書士	1,374
4	整形外科医	1,101	商工業デザイナー	1,182	美容	932	土木工事	982	鉄骨、鉄筋工事	1,342
5	特定貨物自動車運送	1,086	プログラマー	1,064	プログラマー	855	写真家	958	型枠工事	1,334

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

(付表)

(参考3)

平成27事務年度 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	平成26事務年度	平成27事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 11,506	件 8,560	% 74.4
土地建物等	7,790	6,096	78.3
株式等	3,716	2,464	66.3
② 申告漏れ等の 非違件数	件 8,016	件 5,938	% 74.1
土地建物等	5,120	4,052	79.1
株式等	2,896	1,886	65.1
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 69.7	% 69.4	ポイント △ 0.3
土地建物等	65.7	66.5	0.7
株式等	77.9	76.5	△ 1.4
④ 申告漏れ所得金額	億円 659	億円 603	% 91.6
土地建物等	499	436	87.2
株式等	159	168	105.1
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 573	万円 705	% 123.1
土地建物等	641	715	111.5
株式等	429	680	158.5

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

(参考4)

トピックス

いわゆる「富裕層」への対応

- 国税庁では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者などの、いわゆる「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、平成28事務年度においても積極的に取り組んでいます。
- 平成27事務年度においては、1,584件(前年比104.6%)の調査を実施し、追徴税額は総額で59億円となっています。
- また、1件当たりの追徴税額は370万円で、所得税の実地調査(特別・一般)1件当たりの追徴税額190万円の約1.9倍となっています。
- 特に、海外取引などを行っている富裕層に対しては、平成27事務年度において262件(前年比133.0%)の調査を実施しており、1件当たりの追徴税額は1,036万円と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査状況

項目		事務年度等			(参考) 27事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
		26事務年度	27事務年度	対前年比		
調	査 件 数	件	1,515	1,584	104.6	13,026
申	告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	1,202	1,273	105.9	11,189
申	告 漏 れ 所 得 金 額	億円	170	260	152.9	1,548
追	徴 税 額	億円	41	59	143.9	247
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 金 額	万円	1,121	1,639	146.2	1,188
	追 徴 税 額	万円	272	370	136.0	190

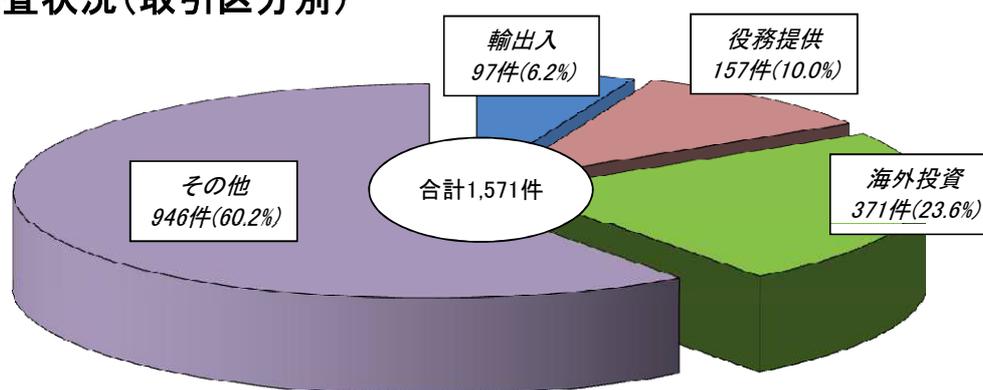
(参考) 海外投資などを行っている富裕層に係る調査実績

項目		事務年度等			
		26事務年度	27事務年度	対前年比	
調	査 件 数	件	197	262	133.0
申	告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	160	209	130.6
申	告 漏 れ 所 得 金 額	億円	47	101	214.9
追	徴 税 額	億円	12	27	225.0
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 金 額	万円	2,364	3,849	162.8
	追 徴 税 額	万円	600	1,036	172.7

海外投資等を行っている者の調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている者や海外資産を保有している者などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、平成28事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成27事務年度における海外投資等を行っている者に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、1,571件(平成26事務年度1,455件)となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,481万円(平成26事務年度2,592万円)となっており、実地調査(特別・一般)全体の申告漏れ所得金額1,188万円(平成26事務年度1,133万円)の約2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は390億円(平成26事務年度377億円)に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は431万円で、追徴税額は総額で68億円に上ります。

1 調査状況(取引区分別)

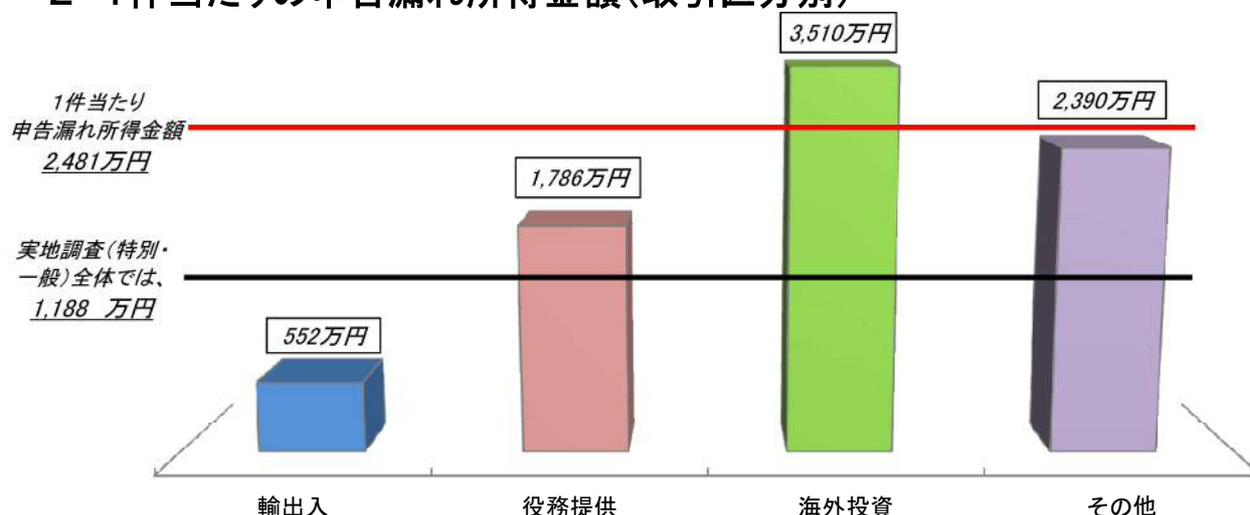


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…海外で支払いを受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



無申告者に対する調査状況

○ 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして的確な課税処理に努めています。平成28事務年度においても実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施します。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 平成27事務年度における所得税無申告者に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、2,190件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,658万円となっており、実地調査(特別・一般)全体の申告漏れ所得金額1,188万円の約2.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額は総額で582億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は246万円で、追徴税額は総額で54億円に上ります。

＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 平成27事務年度における消費税無申告者に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、1,847件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、178万円となっており、消費税の実地調査(特別・一般)全体の追徴税額の約2.4倍となっています。また、追徴税額は総額33億円に上ります。

1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		
		26事務年度	27事務年度	対前年比
調査	件数	2,238	2,190	97.9
申告漏れ	所得金額	579	582	100.5
追徴	税額	50	54	108.0
1件当たり	申告漏れ	2,587	2,658	102.7
	追徴税額	223	246	110.3

(参考)

27事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
調査	13,026
申告漏れ	1,548
追徴	247
1件当たり	1,188
追徴税額	190

2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		
		26事務年度	27事務年度	対前年比
調査	件数	1,766	1,847	104.6
追徴	税額	21	33	157.1
1件当たり	追徴税額	119	178	149.6

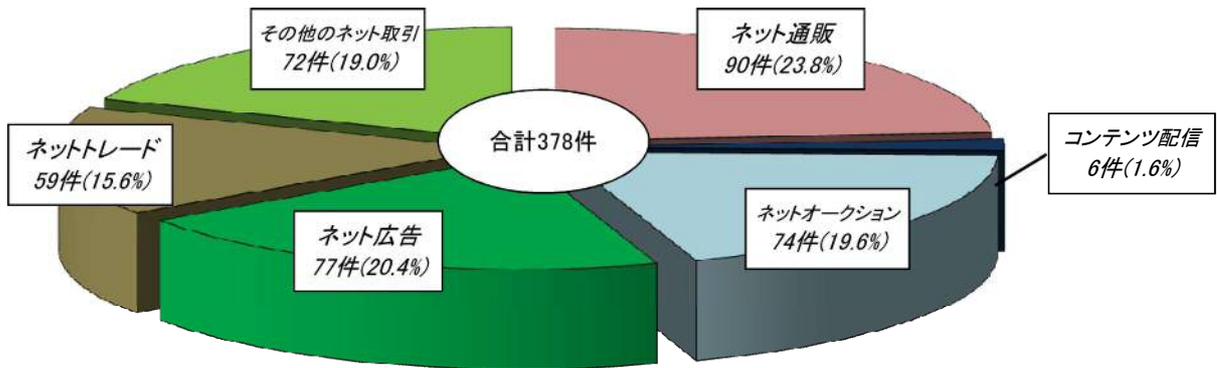
(参考)

27事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
調査	5,991
追徴	45
1件当たり	75

インターネット取引を行っている者の調査状況

- インターネット取引者に対しては、あらゆる資料情報を収集・分析するなどして、平成28事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成27事務年度におけるインターネット取引を行っている者に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、378件(平成26事務年度407件)となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,604万円(平成26事務年度1,354万円)となっており、実地調査(特別・一般)全体の申告漏れ所得金額1,188万円(平成26事務年度1,133万円)の約1.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は61億円(平成26事務年度55億円)に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は289万円で、追徴税額は総額で11億円に上ります。

1 調査状況(取引区分別)



(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 ネット通販…事業者が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信…インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション…インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告…ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード…インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引…出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)

